

食品衛生申請等システムの入力について ～飲食店営業の許可申請(キッチンカーを除く)～

本手引きは、白山市、野々市町、かほく市、津幡町及び内灘町において、許可有効期限満了により新規申請になる方が、開業予定で、事前に図面相談済みの方に向けて作成しています。図面相談がお済でない場合は、保健所までご相談ください。

また、他の市町村で開業する場合は、その市町村を所管する保健所までお問い合わせください。

パソコンをお持ちの方は次の URL にアクセスしてください。

<https://ifas.mhlw.go.jp/about.htm>

「事業者用申請・届出サイト」をクリック（下のほうにあります）

※スマホでもブラウザ等の設定で PC 画面に切り替えるとアカウント登録と許可申請が行えますが、画面が小さく操作しづらいため、パソコンでの申請をお勧めします。

アカウントの作成

「アカウントの作成はこちら」から登録を行ってください。



経済産業省の gBizID をお持ちの方は gBizID でログインできます。

※gBizID でログインした場合は、電話番号等の空欄の情報を入力をお願いします。

→ p5 ～

gBizID を利用する場合、経済産業省等の各種補助金等の申請用のログイン ID と共用することが可能となります。gBizID で共用可能な申請等についてはこちらをご覧ください。

https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html

担当者情報の入力

申請等を行う担当者の情報を入力してください。

担当者のメールアドレスがログイン ID になります。(注1)

ログイン ID、パスワードはメモを取り、紛失しないようお願いします。

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

[ログイン](#) [マニュアル](#)

[本文へ](#) [よくあるご質問 \(FAQ\)](#)

文字サイズの変更

標準 大 特大



担当者基本情報登録

食品等事業者のアカウントを登録します。
必要な情報を入力して「次へ」ボタンをクリックしてください。

担当者基本情報

姓		名	
姓 フリガナ		名 フリガナ	
郵便番号		選択	
都道府県	未選択 ▼		
市区町村	未選択 ▼		
町域			
番地等			
マンション名等			
電話番号		ファクシミリ番号	
所属部署			
生年月日	1980-01-01		
電子メールアドレス			
パスワード			
パスワード確認			
秘密の質問			
答え			

担当者が所属する、営業所や
店舗の所在地等を入力

担当者のメールアドレス
(ログイン ID になります)

パスワードの
再発行に必要

次へ

戻る



厚生労働省 (法人番号 6000012070001)  食品衛生申請等システム 

・このサイトについて ・利用規約 ・免責事項・著作権 ・プライバシーポリシー
 ・ウェブアクセシビリティ ・御意見・問い合わせ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

注1：次の例のような申請をあとから一つにまとめることはできません。

- ・別のメールアドレスで行った各店舗の申請・届出
- ・紙で申請を行い、保健所が入力した申請・届出

本社一括で申請の実務を行う人のメールアドレスで登録を行うか、エリアや店舗内で共有できるメールアドレスで登録を行う等、管理がしやすいように、あらかじめ申請用メールアドレスのルールを決めておくことをお勧めします。

申請者情報の入力（法人として申請する場合）

申請者情報を入力します（法人の場合）

営業許可の申請者となるため、個人、法人の違い等がないように確認をお願いします。

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

[ログイン](#) [マニュアル](#)

[本文へ](#) [よくあるご質問 \(FAQ\)](#)

文字サイズの変更

[標準](#) [大](#) [特大](#)

 食品等事業者基本情報登録

食品等事業者の団体・組織情報を登録します。
必要な情報を入力して「確認」ボタンをクリックしてください。

法人番号を入力（国税庁法人番号公表サイトで検索できます）

基本情報

事業形態	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人	
法人番号	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>	
会社名	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>	
フリガナ	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>	
郵便番号	<input type="text"/>	選択
都道府県	未選択 ▼	
市区町村	未選択 ▼	
町域	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>	
番地等	<input type="text"/>	
電話番号	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>	ファクシミリ番号 <input type="text"/>

代表者基本情報

姓	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>
姓 フリガナ	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>	<input style="background-color: #ffffcc;" type="text"/>
電子メールアドレス	<input type="text"/>	
肩書	<input type="text"/>	

「代表取締役」等、法人の形態に応じて入力

[確認](#) [戻る](#)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省（法人番号 6000012070001）  食品衛生申請等システム 

[このサイトについて](#)
[利用規約](#)
[免責事項](#)
[著作権](#)
[プライバシーポリシー](#)
[ウェブアクセシビリティ](#)
[御意見](#)
[問い合わせ](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

3

申請者情報の入力（個人として申請する場合）

申請者情報を入力します（個人申請の場合）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

[ログイン](#) [マニュアル](#)

[本文へ](#) [よくあるご質問 \(FAQ\)](#)

文字サイズの変更

標準 大 特大

 食品等事業者基本情報登録

食品等事業者の団体・組織情報を登録します。
必要な情報を入力して「確認」ボタンをクリックしてください。

基本情報

事業形態	<input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> 個人	
屋号/商号	<input type="text"/>	
フリガナ	<input type="text"/>	
郵便番号	<input type="text"/>	選択
都道府県	未選択 ▼	
市区町村	未選択 ▼	
町域	<input type="text"/>	
番地等	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>	

代表者基本情報

姓	<input type="text"/>			
姓 フリガナ	<input type="text"/>	名 フリガナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>
生年月日	1980-01-01 			
電子メールアドレス	<input type="text"/>			
肩書	<input type="text"/>			

[確認](#) [戻る](#)

主となる店舗や事業の名称等を入力

申請者の自宅住所、電話番号を入力

許可を受ける人の名前（申請者名）となります。姓名、生年月日等正確に入力してください。

アカウントの本登録

登録が完了すると次の画面になります。担当者メールアドレスに確認のメールが届きますので、24時間以内に確認メールの URL をクリックしてアカウントの本登録を行ってください。

ひと、暮らし、みらいのために



食品等事業者基本情報登録 >> 完了

1 仮登録完了後、引き続き本登録手続きが必要です。
仮登録完了後に、ご登録いただきましたメールアドレスに本登録のご案内メールをお送りしております。
メールに記載のURLより本登録手続きをお願いいたします。

食品等事業者の基本情報の仮登録が完了しました。
登録した基本情報は、トップメニューの食品等事業者基本情報詳細から参照してください。

ログインID

閉じる

ログイン

アカウント登録後、ログイン ID に先ほど入力した担当者メールアドレスを、パスワードは、先ほどの担当者情報の入力の際に登録したものを入力してください。



ひと、暮らし、みらいのために



食品衛生申請等システム
The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of...

**gBizID をお持ちの方は
こちらからログイン**

GビジネスIDを利用される方

gBiz ID GビジネスIDでログイン

gBiz ID GビジネスIDを作成

GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる経済産業省が提供するサービスです。本システムは、GビジネスIDをご利用されることを推奨しています。

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた方はこちら >

アカウントの作成はこちら >

**食品衛生申請等システムでログインIDの登録
を行った方はこちらからログイン**

営業許可申請の手続き①

営業許可の申請をクリックします。



営業許可・届出

営業許可の申請

営業の届出

地域の届出

飲食店営業の許可では使用しない。(届出業種のみ)

メニュー

「営業許可の申請」をクリック

「食品衛生等システム」に開始に伴い、オンラインで申請・届出ができるよう
に
2021年の「eログアウト長官閣下申請等システム」の本格運用が始まりました。
今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申
請・届出が、オンラインにて手続きできるようになります。
手続きの効率化が図れますので、ぜひご活用いただけるようお願いいたします。(※)

マイアカウント管理

プロフィール変更

パスワード変更

gBizID でログインした場合は、プロフィール変更
から、申請者（法人・個人）の連絡先、電話番号等、
不足している情報の入力をお願いします。

営業許可申請の手続き②

下のほうまでスクロールし、新規申請をクリック

ひと、暮らし、みらいのために



AWS 石川中央保健所練習用アカウント（事業者アカウント） / 石川中央太郎 ログアウト マニュアル

本文へ よくあるご質問 (FAQ) 文字サイズの変更

標準 大 特大

メニュー 営業許可・届出 食品リコール マイアカウント管理

許可営業施設一覧

営業許可済みの情報、及び、営業許可申請中の情報が一覧されています。
新たに営業許可申請を行う場合は「新規申請」ボタンをクリックしてください。また、それぞれの一覧から参照や手続きを行って下さい。

申請者情報

法人番号

登録済みの営業施設の営業申請を行う場合はこちらから選択してください。

新規営業施設

新規申請 戻る

発行済営業施設

|< << < 0~0件目/0件中 > >> >|

名称、屋号又は商号	郵便番号	所在地	電話番号
<p>① 申請中の営業許可証が一覧されます。新たに手続きを行う場合は新規申請を行ってください。</p>			

営業許可申請の手続き③

申請者情報に間違いがないか確認してください。

特に、法人で申請を行いたいのに個人名義になっている場合や、申請者でなく担当者名になっている場合はその名義での許可となります。間違いの無いよう再度確認をお願いします。

ひと、暮らし、みらいのために

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

  ログアウト 

本文へ よくあるご質問 (FAQ)
文字サイズの変更
標準 大 特大

メニュー 営業許可・届出 食品リコール マイアカウント管理

 許可営業施設登録

営業許可を取得（新規、継続、変更、廃業）する営業施設の申請を行います。
営業施設の情報を設定、営業許可対象の営業の種類を設定して「確認」ボタンをクリックしてください。

整理番号	
ステータス	未申請
申請年月日	2021-06-04
譲渡	<input type="checkbox"/>

申請者情報

法人番号	(法人のみ必須)
氏名 (法人の場合は法人名)	〇〇太郎 or 株式会社〇〇
フリカナ	〇〇タロウ or カブシキガイシャ〇〇
法人の代表者の氏名	(法人のみ必須)
フリカナ	
生年月日	1980-01-01 ←個人申請の場合は必須です
郵便番号	9240864
住所	石川県白山市馬場2-7
電話番号	076-275-2253
ファクシミリ番号	076-275-2257
電子メールアドレス	e150903@pref.ishikawa.lg.jp

申請者の情報です。
内容に間違いがないか
ご確認ください。

担当者情報

氏名	石川中央太郎
フリカナ	イシカワチュウオウタロウ
電話番号	076-275-2253

営業施設情報

※ここ以降の操作でパソコンの前から離れる場合は、必ず、一時保存を押してください。30分以上操作をしないと自動でログアウトします。(本画面の下のほうに一時保存ボタンがあります)

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

履歴一覧

営業許可申請の手続き④

営業施設情報

名称、屋号又は商号	営業する店舗の名称、フリガナを入力	
フリガナ		
郵便番号	<input type="text"/>	<input type="button" value="住所検索"/>
都道府県	未選択	郵便番号は必ず入力してください。 郵便番号をもとに各保健所に申請が届きます。
市区町村	未選択	
町域		
番地等		
マンション名等		
電話番号	申請時点で電話番号等決まっていな いは、申請時は空欄にし、許可後 に変更可能です。	
ファクシミリ番号		
電子メールアドレス		
営業車の自動車登録番号		
主として取り扱う食品又は添加物	未選択	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)		
業態		
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択	キッチンカー以外、記載不要
法第55条に該当しない場合は未選択	未選択	
自動販売機の型番		
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから登録してください。	
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから登録してください。	
使用水の種類	未選択	次ページ参照 (注2)
水質検査の結果	④飲用に適す ファイル登録	

食品衛生法の許可を取り消し、
食品衛生法違反で刑に処せられ
たことがなければ「無」を選択

- 水道水直結の場合は、「水道水」
- 10㎡以上のタンクに水道水を貯める場合
は「簡易専用水道」(大型施設等)
- ※水道の種類が分からない場合は施設管理
者などにご確認ください。
- 井戸水の場合は「飲用に適する水」
- ※井戸水は水質検査結果が必要 (後述)

営業の種類/許可情報

申請区分 営業の種類

+を押す。

この項目が現れるので
①飲食店営業を選択

未選択

営業種類の説明

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

注2：主として取り扱う食品又は添加物について（飲食店の場合の入力例）
大分類でその他の食料品を選択し、「75 その他の食料品」を選択します。

選択後、次の画面に戻ったら次のように入力します。

営業許可申請の手続き⑤

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名		食品衛生責任者の氏名、フリガナを入力
フリガナ		
資格	未選択	次の資格を選択。 ③調理師 ④製菓衛生師 ⑤栄養士 ⑩知事等が行う講習会又は知事等… ※申請時に資格がない場合は「未選択」とする ②食品衛生管理者は医師、獣医師、薬剤師等の資格又は大学等で専門課程を修める必要があります。
受講した講習会、資格取得年月日等		
管理者氏名		
フリガナ		
管理者の項目は、飲食店の場合、通常は空欄です。 ハム、ソーセージ類等を製造し、食品衛生管理者を設置している場合は入力します。	未選択	
食品等の指定	未選択	

食品衛生責任者

- 資格がない場合は「資格なし」と入力。
- 調理師免許の場合は、取得した都道府県名、取得年月日、養成講習会の場合は受講した講習会名称、受講年月日等入力してください。
※資格を証する書類を添付する場合は「添付書類のとおり」と入力することも可能です。

衛生管理情報

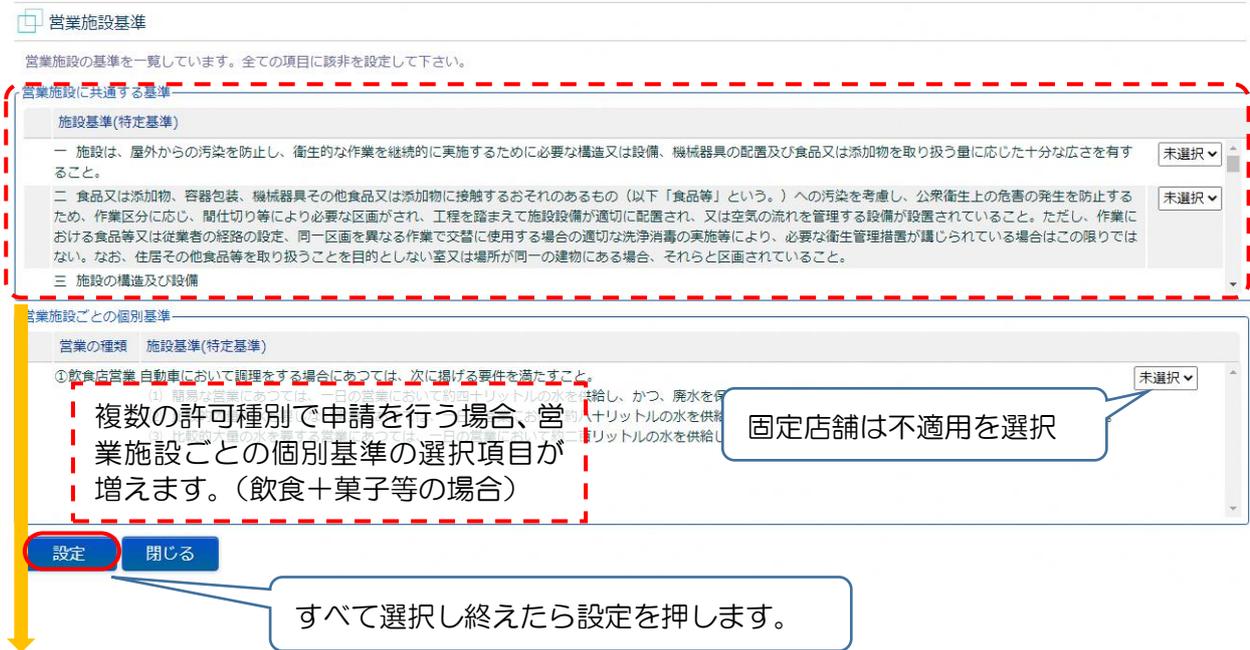
衛生管理計画	未選択	令和3年6月1日以降衛生管理計画の作成及びHACCPの取り組みは必須となります。 衛生管理計画は「有」とし、立入時までにご準備ください。
HACCPの取組	未選択	
輸出食品取扱施設	未選択	
輸出食品を扱わなければ「無」		50人以上が調理に従事する場合は ①HACCPに基づく衛生管理 50人未満の場合は ②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
<input type="checkbox"/> 飲食店営業のうち簡易飲食店営業		該当すればチェック ※簡易飲食営業とは、既製品を温めるだけ、半製品を簡易な最終調理（揚げる、焼く等）を行い提供する営業。
<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う施設		
<input type="checkbox"/> 指定成分等含有食品		

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準	未確認
営業施設基準	次ページ(注3)参照

注3：営業施設基準について（選択例）

営業施設基準の選択例です。許可期限満了に伴う新規申請か、保健所まで事前に図面相談している場合は、
おおむね次のとおりとなると思います。



営業施設に共通する基準

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、・・・	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
二 食品又は添加物、容器包装、機械器具・・・	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
三 施設の構造及び設備	
イ じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造・・・	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO / 不適用
ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分に...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ヘ 水道事業等により供給される水又は飲用に...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた...	
チ 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
リ 排水設備は次の要件を満たすこと。...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO / 不適用
ヌ 食品又は添加物を衛生的に	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ル 必要に応じて、ねずみ、昆	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ヲ 次に掲げる要件を満たす便	<input checked="" type="radio"/> YES / NO / 不適用
ワ 原材料を種類及び特性に応	<input checked="" type="radio"/> YES / NO / 不適用
カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備...	<input checked="" type="radio"/> YES / NO / 不適用
ヨ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。	YES / NO / <input checked="" type="radio"/> 不適用
タ 更衣場所は、従業者の数に応じた十分	<input checked="" type="radio"/> YES / NO / 不適用
レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて	<input checked="" type="radio"/> YES / NO
ソ 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。	<input checked="" type="radio"/> YES / <input checked="" type="radio"/> NO
四 機械器具	

飲食店営業は通常「不適用」
 食品の製造等で包装する場合は YES。
 テイクアウトに伴う包装は含まない。

食品添加物を使用し食品
 を製造する場合は YES

イ	食品又は添加物の製造又は食品の調理をする…	YES / NO
ロ	作業に応じた機械器具等及び容器を…	YES / NO
ハ	食品又は添加物に直接接触れる機械器具…	YES / NO
ニ	固定し、又は移動しがたい機械器具…	YES / NO
ホ	食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。	YES / NO / 不適用
ヘ	冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え…	YES / NO
ト	作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え…	YES / NO
五	その他	
イ	令第三十五条第一号に規定す	
ロ	令第三十五条第一号に規定す	
ハ	令第三十五条第一号に規定す	
ニ	令第三十五条第九号に規定す	
ホ	令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。 (1) 原材料の保管及び…	YES / NO
ヘ	令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。 (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに…	YES / NO

食品を配達等する場合は YES、しない場合は不適用。

密封包装食品(レトルト、缶詰等)を製造する場合は YES となります。

冷凍食品を製造する場合は YES となります。

新規申請で、事前に保健所への図面相談が行われていない場合は、各項目を読み、適切に選択してください。NO がある場合は許可基準に合致しない場合があるので、申請前にご相談ください。

営業許可申請の手続き⑥

非公開に設定にすると本システムでは公開されませんが、情報公開請求等があった場合は開示されます。

個人申請の場合は、申請者住所(自宅)が公開に設定されている場合でも、保健所での受付時に非公開に設定します。(情報公開請求があっても個人の自宅住所は開示されません)

確認を押した後に、入力項目の不備等でエラーが出た場合は一時保存をすることをお勧めします。

ファイル登録を行う。(注4)

ファイル登録後、確認を押す。申請内容に間違いがなければ申請を行う。
※エラーが出た場合は、未入力の項目があるのでご確認ください。

注4：ファイル登録

図面等を添付します。添付が完了しましたら、「設定」ボタンを押します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メニュー 営業許可・届出 食品リコール マイアカウント管理

許可営業施設登録 >> ファイル登録

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

施設の構造及び設備を示す図面	参照...	図面を添付(注5)
営業を譲り受けたことを証する書面等	参照...	ファイルクリア
水質検査の結果	参照...	ファイルクリア
その他必要書類①	食品衛生責任者の資格を証する書類	調理に井戸水を使用する場合は 水質検査結果を添付
その他必要書類②		
その他必要書類③		参照... ファイルクリア
その他必要書類④		参照... ファイルクリア
その他必要書類⑤		参照... ファイルクリア
備考		

この申請について保健所に伝えたいことがある場合は備考欄に入力してください。

- ・ 工事完了予定日、立入希望候補日
- ・ 手数料納付のための来所予定日

可能ならば、調理師免許や食品衛生責任者養成講習会の修了証等の添付をお願いします。

特に、新築物件の場合は、スマホで検索してもたどり着けないこともあるため、付近見取り図の添付もお願いします

注5：図面には次の設備が分かるよう記載してください。

- ・ 厨房内の手洗い設備 ・シンク ・コンロ
- ・ フライヤ、食洗器等の水蒸気や油蒸気が出る設備
- ・ 換気扇やレンジフード ・従業員用トイレ（客と兼用可） ・トイレ専用の手洗い設備
- ・ 冷蔵庫(室)、冷凍庫(室) ・排水口 ・窓（網戸の有無も記載）
- ・ その他容易に移動できない調理機器等

※図面は手書きでも構いませんが、定規等使用してわかりやすく記載願います。

参考：図面等のパソコンへの送信について

パソコンにスキャナ等の専用の機器がない場合、スマートフォンを使用して図面等を取り込むことが可能です。詳細は「スキャンアプリ」と検索し、使いやすいものをご活用ください。

取り込んだ画像はメールでパソコンに転送するか、ケーブル等接続してパソコンに送る方法があります。